

「度会県」復活による関係人口創出事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

総務省では、これまでの移住・交流施策の成果と課題を検証し、「ふるさと」への想いを地域づくりに生かす仕組みを含め、今後の移住・交流施策のあり方を検討することを目的として「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」が設置された。

検討会においては、地方圏が、地域づくりの担い手の育成・確保という課題に直面していること、また、国民各層が居住地以外の地域と関わる機会が多様化していることに鑑み、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人びとと多様に関わる者である「関係人口」に着目した施策に取り組むことの重要性が議論されたところである。

このような議論をふまえ、総務省において、国民が「関係人口」として地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取組を支援することを目的として、「関係人口」創出事業」モデル事業が平成 30 年度から実施されることとなった。

今回、総務省からモデル事業の委託を受けて、三重県南部地域の広域的な「関係人口」を募る仕組みを設けるとともに、「関係人口」と地域との継続的なつながりづくりを推進し、地域の人びとと地域外の人材がともに地域づくりの担い手となることを通して、南部地域の活性化をめざす取組を実施することとする。

については、以下の業務を委託すべき事業者を選定するために、企画提案コンペを下記により実施する。

※（参考）「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」平成 30 年 1 月
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei08_02000136.html

2 委託業務の内容

(1) 業務内容

①独自の手法による「関係人口」を募る仕組みの構築

ア 「度会県」の復活

明治 150 年を契機として、当時実在した「度会県」(わたらいけん) をバーチャル上で復活させることで、南部地域にルーツを持つ者等が南部地域に興味・関心を持ってもらうきっかけとするとともに、地域全体の共通の「関係人口」の受け皿とする。

なお、バーチャル上での復活については、度会県 web サイトの開設及び Facebook ページの作成を必須とすること。

また、度会県 web サイトの構築については、以下のとおりとすること。

▶ 市町の既存のイベント情報を掲載するポータルサイトではなく、「度会県」がバーチャル上で存在する「県」として認知され、地域に住む人びと及び地域外で暮らす南部地域出身者等が、ふるさとを大切に想い、度会県づくりに関わりたいと思えるようなものとする。

▶ 「明治 150 年」をキーワードに、地域の歴史や地名などを活用しながら、出身者

等がふるさとを想う気持ち（ノスタルジー）を感じられるものとする。

- ロゴマーク及びキャッチコピーを作成すること。
- 「県民ゼロ」の状態からスタートし、県民が増えるにつれ、またさまざまなプロジェクトが進行するにつれ、度会県が形成されていくようなイメージが持てるような頻度、内容で更新を行うこと。
- 度会県 web サイトの開設及び Facebook ページの作成は、平成 30 年 8 月 31 日（金）までに行うこと。
- 一般的なブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome 等）で閲覧可能なものとするとともに、タブレット及びスマートフォンにも対応したページとすること。
- 特殊なプログラムなどを用いることなく、汎用性が高く、更新作業が容易なものとする。
- ウェブアクセシビリティ対策については、別紙「ウェブアクセシビリティに関する要件」に基づくものとする。ただし、要件を満たすことが困難なページがある場合は、別途県と協議を行うこと。
- セキュリティ対策については、独立行政法人情報処理推進機構が提供する「安全なウェブサイトの作り方」（<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>）に基づき対応すること。また、運用後についても、不具合が発生した場合及びバグフィックスやセキュリティ対応等のパッチがリリースされた場合は、速やかに対応すること。

イ 「度会県民」の募集

上記度会県 web サイトへの集客を図るとともに、サイト上で南部地域の関係人口である「度会県民」の募集・登録を行う。

なお、登録については、県の統合メールマガジン管理機能を活用するものとする。

- 度会県 web サイトへの集客や度会県の PR について、インパクトのある効果的な手法を用いること。
- 多くの方が度会県民として登録したくなるようなインセンティブを感じられる募集とすること。

ウ 定期的な「県広報」等の送付

度会県民に対して、定期的に度会県の情報を送付する。なお、送付回数は少なくとも 2 回（10 月頃、1 月頃）以上とすること。

また、「県民証」や「県民限定ノベルティ・グッズ」の交付等により、度会県民としてのアイデンティティ及び地域への愛着と誇りの醸成を図る。

- 度会県民がアイデンティティを感じられる内容、頻度、手法とすること。

②取組に賛同する者に対する地域と継続的なつながりを持つ機会の提供

ア 度会県民プロジェクトの提示

現実の地域課題等をふまえ、度会県として県民に関わってもらいたいこと、協力してもらいたいことについて、度会県 web サイト等に提示する。

- ▶ 空き家の利活用に係る提案やリノベーション作業、みかんの摘果作業、伝統行事の担い手の確保などを想定しているが、具体的なプロジェクトについては、市町及び県と十分な協議をふまえたうえで決定するものとする。(4件程度)
- ▶ プロジェクトの提示にあたっては、実施主体と十分な調整を行いながら、単なるイベントの案内ではなく、その地域が抱える課題についての経緯や関わっている人びとの姿、取り巻く現状等取材し、ストーリー性を持たせた記事として発信すること。
- ▶ 「地元のために自分に何かできることはないか」、「自分の能力を地域の活性化に役立てることができないか」と考える人びとを巻き込んでいけるような手法とすること。

イ 度会県民とプロジェクトとのマッチング

「地域のために何か協力したい」という度会県民の潜在的な想いと、「より多くの人びとに地域活動に関わってほしい」という地域住民の願いをマッチングさせ、度会県民が県民プロジェクトに参画できる仕組みを設ける。

- ▶ 度会県民がプロジェクトに参画する場合の申込先については、プロジェクトの実施主体でも構わないが、度会県民として参画した人数が分かるようにすること。

ウ 継続的なつながりの機会の創出

実際には都市部等で暮らす度会県民にとって、頻繁に南部地域を訪れ、地域と直接関わる機会を設けることは困難であることから、度会県 web サイトやSNSにおいて、県民が、どのような度会県づくりが行われているかについて把握できるような情報発信を行うとともに相互に交流できる仕組みを設ける。

- ▶ 度会県民プロジェクトの実施当日を含め、その前後の進捗状況等についても取材を行い、度会県が形成されていくストーリーに沿った記事として発信すること。
- ▶ 都市部等で暮らす度会県民が、その記事に対してリアクションや拡散ができる仕組みとすること。

エ 度会県民の集いの開催

度会県民を対象としたリアル交流イベントを都市部等で開催し、実際に南部地域で暮らす人びとと交流することで、各プロジェクトの現状等を知ってもらい、南部地域への興味・関心を一層高めるきっかけとする。

- ▶ 会場については、度会県民の登録者の状況等を踏まえて、効果的な場所を選定すること。回数は、2回以上とすること。
- ▶ 会場確保、集客、進行、運営等については、受託事業者において実施すること。なお、南部地域からの参加者に対する費用弁償についても負担すること。

- ▶ 度会県民が、南部地域への理解や愛着を一層高めることにつながる内容とすること。また、南部地域の人びとと度会県民が交流することで、新たなプロジェクトの立ち上げにもつながるようなワークショップも取り入れること。

オ 度会県民及び地域住民へのアンケート調査の実施

度会県民（プロジェクトに参画した者、度会県民の集いに参加した者、その他の県民を含む）及びプロジェクトに関わった地域住民へのアンケート調査を実施し、その結果について分析を行う。

- ▶ アンケート項目、調査対象等について県と協議を行ったうえで実施すること。

(2) 委託業務名

「度会県」復活による関係人口創出事業業務委託

(3) 委託期間

契約の日から平成31年1月31日（木）まで

(4) 契約上限額

6,323,400円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 業務実施上の条件

- 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- web ページの作成や交流会の開催時期、内容及び情報発信の方法等については、三重県との協議により決定すること。
- 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- 受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

- 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。
- その他、本委託業務は、総務省から三重県に委託された「「関係人口」創出事業」モデル事業の業務の一部を再委託するものであることから、総務省と三重県が締結した「「関係人口」創出事業」モデル事業委託契約書の規定に基づき取り扱うものとする。

(6) 納品する成果物

- 委託業務完了の日から起算して8日を経過した日までに、事業成果報告書（報告書本冊及び概要版並びにそれぞれの電子媒体各1部）を提出して完了検査を受けること。なお、事業成果報告書には次の項目を含まなければならない。
 - ・ 委託業務の実施内容
 - ・ 実施結果及び成果の詳細
 - ・ 課題と今後の展望

3 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「「度会県」復活による関係人口創出事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

①質問の受付期間

平成30年6月12日（火）17時15分まで

②質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、11項に記載の担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

③質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

④質問に対する回答

いただいた質問には、平成30年6月14日（木）17時15分までに、11項に記

載の担当部局のホームページに回答を掲載させていただきます。

(2) 企画提案資料の提出

- ①提出期限 平成30年6月21日(木) 17時15分まで(必着)
- ②提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課
- ③提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付
(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)

④受理の確認

郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部署に受理の確認をしてください。

(3) プレゼンテーションの実施

①開催日 平成30年6月27日(水)(予定)

- ※ プレゼンテーションの要否及び実施日時については、6月25日(月)以降に、企画提案資料記載の連絡先に電子メール又はファクシミリ等にて連絡します。
- ※ プレゼンテーションの実施日については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。
- ※ 応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出させていただきますことがあります。

②開催場所 三重県津市 三重県庁付近

- ※ 詳細は、プレゼンテーションの日時の連絡にあわせてご案内します。

③その他

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書並びに今回の事業の参考となるような過去の事例の紹介等によるものとします。(過去の事例紹介は必須ではありません。)なお、スライド映写は使用できません。

4 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案コンペ参加申込書(第1号様式) 1部

6項に掲げる参加資格をすべて満たしていることの誓約を記載した申込書及び添付書類(登記簿謄本又は登記事項証明書等)

(2) 企画提案書の概要書 10部

A4版・1ページ・文字サイズおおむね12ポイント以上。
企画提案書及び見積書の記載内容の要点をまとめたもの。

(3) 企画提案書 10部

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズおおむね12ポイント以上。
表紙を含め30ページ以内。

■記載内容(実際に履行可能な内容を記載してください。)

①関係人口の創出及び関係人口と地域との継続的なつながりづくりに関する企画提案

上記2(1)の業務内容に沿って具体的な提案内容を記載すること。

②業務の実施体制

当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制の詳細。

③実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール。

④類似事業の実績

類似事業の実績があれば、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）を記載してください（5件まで）。

（4）共同体等、複数者から成る組織による参加の場合の資料 10部

共同事業体協定書兼委任状（様式例：第3号様式）及び組織の規程・会則を企画提案書とは別に提出してください。

（コピー可。ただし、共同事業体協定書兼委任状については、原本1部要。）

（5）見積書 10部

記載様式は特に定めませんが、業務（2（1）①ア～ウ、②ア～オ）ごとの積算の内訳を可能な限り詳細に記載してください。（原本1部、副本9部）

（6）提案事業者の概要書 10部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

（7）契約実績証明書 1部

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績があれば記載してください（様式例：第2号様式）。契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出してください。

5 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

（1）実現性

提案内容について、具体的で実現可能な内容であるか。

また、実施スケジュールについて具体的で無理のない計画か。

（2）目的との合致

委託業務の目的に合致したものとなっているか。

（3）訴求性（比重配点×2）

関係人口を募る手法や情報発信の活用ツール等について、ターゲットに対する訴求効果が高く、多くの方が興味・関心を示す提案となっているか。

（4）有効性（比重配点×2）

関係人口が、プロジェクトや交流会への参加を通して、南部地域への関心と愛着を高め、地域との継続的なつながりづくりを促進する効果的な提案となっているか。

（5）実施体制

事業運営するにあたって適切な社内体制を構築できるか。また、三重県との連絡体制、事業に関係する社外組織との連携体制は十分か。

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 三重県からの入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 共同体での参加も可能とする。ただし、その場合は、当該共同体の構成員が単体で参加することはできない。なお、各構成員は、(1)～(4)の条件をすべて満たすこと。
- (6) 常に連絡調整ができるように体制を整えておける者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

7 委託契約締結

- (1) 最優秀提案者（ただし、「度会県」復活による関係人口創出事業業務委託企画提案コンペ選定委員会の最低制限基準点以上）と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。
なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要となります。
 - ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
 - イ 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 11項に記載の担当部局に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当部局と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定を準用し、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

10 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理するものとします。また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、その部分を明記してください。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

11 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課 (担当：今西・川島)

電話 059-224-2192 FAX 059-224-2418

E-mail nanbu@pref.mie.jp